



2012年7月

株式会社三井住友銀行 企業調査部

佐藤 航太

■ 法改正により拡大が期待される我が国のPFI事業

日本のインフラ設備は高度成長期に積極的な整備が進められましたが、すでに築後50年超が経過し、今後は相当規模に及ぶ更新投資の発生が見込まれています。これに対して政府は、民間の資金や運営ノウハウを活用するとして、2011年5月にインフラ設備の運営を民間事業者に認める方向でPFI法の改正を行いました。これに伴いゼネコンを始め商社など様々な事業者が新たな事業機会を求めて参入を検討しており、今後の動向が注目されています。

従来の我が国におけるPFI

PFI(Private Finance Initiative)とは、民間の資金や運営ノウハウ等を活用して社会資本を整備・管理し、低コストで質の高い公共サービスを提供する官民連携の手法で、1999年のPFI法施行以降、09年までに累計5兆円弱の事業が進められて来ました。しかしながら、「サービスの公共性を担保する」との前提から、対象は庁舎や公務員宿舎など小規模な「ハコモノ」建築が主体となり、市場規模の大きいインフラ分野については、公物管理法(重要なインフラ施設の維持管理に関する法律の総称)との関係や、民間側が施設の運営権(コンセッション)を持ってない、といった法律・制度面がハードルとなってPFI適用は事実上困難でした。加えて、運営を国や自治体が継続する結果、事業にかかるリスクは官側が抱えたままで実質的な効果も建築コストの分割払いに止まるなど、対象分野やスキーム

が限定的で民間活力を生かしきれていないとの指摘がなされてきました。

改正PFI法の内容と新たな適用が期待される分野

その一方で、1960～70年代の高度成長期に建設された高速道路や上下水道、港湾施設といったインフラの更新には莫大な費用を要する見込みですが、①現状程度の予算額では維持管理・更新費用を賄うだけでも2030年代には不足が生じるとの試算もあり、国や地方自治体の財政状況を踏まえれば新たな財源確保は容易ではないこと、②これまでインフラの維持・管理業務を担ってきた公共部門の技術者は高齢化が進んでおり人材確保の面でも不安があること、などこのままでは安全なインフラを維持できなくなるとの懸念も生じています。

そこで政府は昨年5月、①民間企業にコンセッションの付与を認め、対象分野を広げるとともに独立採算型の事業促進を図ること、②同権利の譲渡や抵当権設定を可能として資金調達面のネックを軽減し、事業主体だけでなく機関投資家の資金も呼び込むこと、などを主な趣旨とした改正PFI法を成立させ11月より施行しました。

本改正を受けて、主に利用者から料金徴収が可能な施設でのPFI適用の拡大が期待されています。具体的には、インフラ分野では、空港や上下水道、有料道路が有力な候補となっているほか、ハコモ

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。



ノ分野でも文化ホールや公民館、体育館などが挙げられています。なかでも空港に関しては、運営にかかる財政負担が重いことなどを背景に、国では管理する全国27空港の運営権を民間事業者に売却する方針をすでに固めており、先行して議論が進んでいます。

民間事業者の動き

こうした市場拡大を見越して民間側の動きも活発化しています。これまでのPFI事業で施設の施工や補修を担い中心的プレーヤーであったゼネコンでは、インフラの運営まで手掛けることによって収益源を広げることが展望出来るとして、専門部署の設置や小規模なインフラ運営会社を買収するといった積極的な取り組み姿勢を見せている企業が出ています。また、すでに欧州など海外でインフラビジネスに参画しノウハウ蓄積を進めている総合商社も高い関心を示しており、今後、多様なPFI事業が検討される中で、

これら異なる分野に強みを持つ企業がコンソーシアムを組んで受託するケースも増加するとみられています。

課題と今後の方向性

もともと、民間事業者にとってインフラ設備の公共性や安定性を十分に維持しつつ超長期の継続事業として採算を確保していくうえでのハードルは、従来経験の乏しい分野だけに低くはありません。大型のインフラ設備となれば、①政策や制度の変更による需要変動は大きくなりがちであるほか、天災や物件の瑕疵などにかかる不確実性も高まる可能性があり、これをいかにコントロールしていくかが重要となります。また、②運営権購入に当たって必要となる多額の資金について、金融機関だけでなく積極的にリスクマネーを提供する投資家を幅広く呼び込む必要があること、などもポイントとして挙げられます。

これらに対しては、国や自治体による最低収入保証や補助金の設定など官民でリスクを分担出来る仕組みの構築のほか、政府の後押しを受けた官民連携ファンド設立など、様々な検討が進められています。こうした取り組みはまだ始まったばかりと言えますが、政府が膨大な更新投資負担の抑制策を何らかの形で継続することは確実で、民間事業者にとってはPFIへの対処次第では大きな収益機会と出来る可能性も秘めているだけに、今後の官民一体となつての課題克服に向けた動きが注目されます。(佐藤)

【図表】PFIの種類

	サービス 購入型	混合型	独立採算型
施設所有者	国・地方自治体	国・地方自治体	国・地方自治体
事業費の収入	事業期間に応じて国および地方自治体が分割で支払い	施設利用者からの利用料収入に加えて、国や地方自治体から一定の補助金収入	施設利用者からの利用料収入のみ
事業計画	国および地方自治体が主体的に作成	民間事業者が主体的に作成	民間事業者が主体的に作成

(出所)弊行作成

利用料収入のあるインフラ、
ハコモノが新たな対象に

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。